

吹田市社会福祉審議会会議記録(概要)

- 1 日 時 令和3年2月15日(月)
午後2時から午後4時まで
- 2 場 所 吹田市役所 特別会議室(高層棟4階)
- 3 開催方法 会場及びオンライン会議を併用して開催
- 4 出席者

(1) 委員 17名

齊藤 弥生	石田 成則	石倉 康次	志藤 修史
岡田 忠克	松木 宏史	石田 慎二	宮下 幾久子
大山 七重	相馬 孝	疋田 陽造	立木 靖子
宮本 修	菊澤 薫	岸下 富盛	北嶋 玉枝
樋口 啓司			

(2) 市職員

安井 克之 福祉部次長	安宅 千枝 高齢福祉室長	紙谷 裕子 福祉総務室参事	木村 匡志 高齢福祉室参事
竹本 和倫 障がい福祉室参事	村尾 佳世 高齢福祉室主幹	今井 典代 障がい福祉室主幹	堀 一也 保育幼稚園室主査
白石 夕佳 福祉総務室主査	千葉 朋子 福祉総務室主査	吉田 央 高齢福祉室主査	小柏 円 障がい福祉室主査
上垣 美帆 福祉総務室			

5 内 容

- (1) 福祉部次長挨拶
- (2) 新任委員紹介・職員紹介
- (3) 案件
- ア 吹田市社会福祉審議会について
- イ 高齢者保健福祉計画・介護保険事業家格推進専門分科会の開催状況について
- ウ 障がい者施策推進専門分科会の開催状況について

6 公開・非公開の別 公開

7 傍聴者 5名

8 議 事 別紙のとおり

議事（会議要旨）

1 吹田市社会福祉審議会について

（事務局から資料に沿って説明）

A委員

先ほどの説明で、専門分科会の話がありましたが、その中で民生委員審査専門分科会についてはまだ開催されていないということですよね。民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するということがありますが、民生委員の個々人の適否というのは、民生委員推薦委員会で個別に各個人ごとに審査をしているわけです。この適否の審査に関する事項を調査審議するということが、民生委員の定年が75歳と決められているのを80歳にするとか、定数が500名ぐらいおりますが、その定数を増やすとか、そういう解釈でいいのでしょうか。

事務局

民生委員の適否の審査ですが、民生委員の方の委嘱や解嘱等に関することとなります。

委嘱については、市として国に民生委員を推薦する際に、民生委員審査専門分科会を置いている本社会福祉審議会に御意見を伺うことができることになっています。解嘱に関しましては、職務の遂行に支障があったり、職務を怠ったり、民生委員としてふさわしくない等の理由で、市として国に解嘱の具申をする際には、民生委員審査専門分科会を置いている本社会福祉審議会の同意を得る必要があります。民生委員の適否の審査に関する事項というのは、基本的にはこういったことであり、それを調査審議いただく専門分科会であるということです。

また、民生委員推薦会での推薦要領を改正する際等も、本専門分科会に御意見を伺うことが望ましいと考えております。

今年度は、そういった調査審議事項となる解嘱の具申等を行っておりませんので、現在まで本専門分科会は開催しておりません。

A委員

例えば定数を増やすとか、民生委員の定年を上げるとか、そういった基本的な事柄についてはここで審議するのですか。

それから、豊中市が中核市になったときに定数を増やしたという話を聞きました。吹田市でも地域によっては、人口がすごく増えているところがあるので、その部分を見直していく動きをしたいと思っています。そのときに、例えばこの社会福祉審議会の中で、そういった調査とか基準を作るとかを目指していけばいいのですか。

事務局

定数については、吹田市が中核市になりましたので市の条例で決めさせていただいてい

るものになります。この民生委員審査専門分科会は、基本的には民生委員の資質といったものを議論するところがございますので、制度内容等につきましては、市のほうで設計していくものになります。

A委員

例えば市に対して、民生委員の定数を増やして欲しいと要望を出すときは、この社会福祉審議会の中で審議することではないということですね。市のほうで、あくまでも、勝手に決められるということなのではないでしょうか。例えば、民生委員の定数を増やすとか減らすとか、民生委員の定年を上げるとか下げるとか、そういう意見は出てきます。だからそういう意見を誰かが出さないと、市としては協議ができないです。その意見に基づいて具体的な定数とか、定年の年齢等を決めていくわけですが、その意見具申をどこかでしないといけないです。それはここじゃないということですか。民生委員の適否の審査だけでは、ほとんど案件は出てこないと思います。なぜかという、3年に1回の一斉改正の時に、あまりこの人は良くないと思う人がいれば、改めて推薦しないです。3年目の一斉改正の時に全員辞める訳だから、新しく選ぶときに、この方は外そうというのは各地区の委員長が決められることができるので、適否に関する事項を審査するというのは、専門分科会としてあまり意味を成さないです。むしろ今、私が必要だと思うのは、定数の問題や定年の問題、民生委員がなかなか見つからないこと等について、具体的にこういうことをやりたいとか、例えばお金がいるのだったら、こういう予算でしてほしいとか、そういったことを要求したいということ、その専門分科会で話ができればと思っております。

事務局

今、吹田市には民生委員推薦会がありますが、今まで定数をどうするかという審議を行うようなことをさせていただいていなかったと思います。その民生委員推薦会の規則の解釈や、場合によってはその規則の改正というところも踏まえて、福祉総務室のほうで、今後検討していかないといけないとは思っております。今、事務局から御説明させていただきました民生委員審査専門分科会につきましては、あくまでも社会福祉法に基づいた専門分科会の位置付けということで御理解いただけたらと思っております。

委員長

地域福祉計画策定を1年延期すると御報告があったと思うのですが、やはり地域福祉の向上の中で、民生委員の働きというのはなくてはならないものだと思いますので、その定数まで決めることにはならないかもしれませんが、地域福祉計画の中で、そういうような要望を議論することは可能なのではないかと思います、いかがでしょうか。

事務局

委員長がおっしゃっていただきましたように、吹田市社会福祉審議会第1回の書面開催

皆様から御意見いただきました内容を踏まえて、地域福祉計画推進専門分科会で御報告させていただこうと思っております。やはり委員の皆様から、民生委員・児童委員の担い手不足の解消に向けての検討が必要ではないかという声をたくさんいただいております。それについては、地域福祉計画推進専門分科会でも御議論をいただいているところでございます。来年度の答申に向けての計画案について、専門分科会の委員の皆様にご意見をいただきながら、策定を進めているところでございますので、その中で示していけたらというところでございます。

委員長

地域福祉計画推進専門分科会のB委員、この件についていかがでしょうか。もし御意見ありましたら一言いただきたいです。

B委員

先ほどの御意見ですが、確かに制度設計としては、市でやっていただくのかと思いますが、民生委員の定数等の問題というのは、吹田市に限らず課題になっていて、そういう要望について意見を出すのは、専門分科会でも社会福祉審議会でもどの窓口でも良いのかなと思います。いったん御要望として専門分科会で承って、それを市へお届けして、御議論いただき御検討いただくというところでいいのかなというふうに思っています。

委員長

計画策定は来年も続けてということですので、またどうぞよろしく願いいたします。

資料 2 ですが、吹田市福祉審議会が吹田市社会福祉審議会という形になって、組織が大きく変わったことがよく分かるのですが、今話題になりました地域福祉計画が社会福祉法の改正で、上位計画になることが望ましいと言われるようになりましたが、専門分科会の中での位置付けはどのように考えておられますでしょうか。

事務局

地域福祉計画が、この中で上位計画という位置付けは吹田市ではしておらず、あくまでも吹田市の場合は、総合計画が 1 番上位ということで考えておりますので、地域福祉計画は、すべての計画に横串を刺す意味合いの計画という位置付けとして専門分科会で、意見をいただいております。

委員長

分かりました。そうすると、並列というか横串ということで、総合計画が上位計画になるという認識だということですね。

C委員

この資料ですが、障がい者の「がい」が、漢字になっています。確かひらがなに直すと

ことに統一されたのではないかと考えていますが、どうでしょうか。

事務局

法的に決められているものについては、そのまま法の条文どおりということで漢字を使わせていただき、吹田市独自で決めているものについては、ひらがなで記載をするというような使い分けをしております。

C委員

分かりました。

2 吹田市社会福祉審議会について（第1回吹田市社会福祉審議会書面開催の報告） （事務局から資料に沿って説明）

委員長

書面開催にもかかわらず、各委員の皆様には貴重な御意見をいただきましてありがとうございました。私が懸念いたしましたのは、書面審査とか書面開催というものが初めてのことで、書類がたくさん送られてきて、それに対して意見を書いて、それですと通っていくようなかたちで、委員会が形骸化しないようにしていかなければいけないという思いもありまして、委員の皆様からの御意見を御説明いただきたいということを事務局にお願いした次第です。

今後、この委員会は年に1回か2回開催されるわけですが、基本的には対面で会議を行うということで、今回のように緊急事態宣言下であるような事態においては、オンラインも併用して対応していただけるという御回答をいただきましたので、そのようにしていけたらいいなと思います。

次は、案件2の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進専門分科会の開催状況についてでございます。

3 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進専門分科会の開催状況について （事務局から資料に沿って説明）

委員長

高齢者の計画について進捗状況をお話いただきましたが、D委員、本件についていかがでしょうか。

D委員

第8期計画について御報告いただきましたが、基本的に第7期計画の枠組みを踏襲しているわけですが、特に今回議論いたしましたのが、介護保険料です。この金額が80円の増額ですけども、これを基準にして所得に応じた幅が設定されており、基金を充てること

によって、増額を抑えることができています。ここには書かれていませんが、高齢者の中で、高額の所得の方が吹田にはいらっしゃるようで、その方に御負担いただけるような段階を1つ新たに設けたということは特徴かもしれません。

あとは、サービスの整備を進めていくプランを立てているのですが、きちんとこのプランのとおりいくように、事業者さんの手当等をどうするのか手を打たないといけないと思っています。

もう1点は福祉現場の人手不足です。これはなかなか大変で、施設等の箱ができたとしても、そこに働く人は来ないとか。あるいは、今回のコロナ禍で敬遠されるようなことが起こらないように、頑張って福祉現場で働こうという人が来てくれるような手だても、もう少し打たなきゃいけないということを専門分科会で議論いたしたところであります。

委員長

では、そうしましたら次は、案件3 障がい者施策推進専門分科会の開催状況についてでございます。

4 障がい者施策推進専門分科会の開催状況について

(事務局から資料に沿って説明)

委員長

パブリックコメントがたくさん出されており、それを反映させる形で今調整をしてくださっているところや、国や府が示した基準以外の取組項目が付け加わっている点を非常に興味深く聞かせていただきました。

E委員、本計画について何か補足や特徴等について、付け加えていただけるとありがたいです。

E委員

障がい者施策推進専門分科会では、委員の方はもちろん、公募市民の方もいつも非常にたくさん意見交換されています。答申は、別紙に意見を付してということで4つ意見が挙がっていますが、この4つについては、非常に多くの意見が挙がってしまして、特にグループホーム不足と福祉人材不足部分はいつも白熱しております。

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進専門分科会でも、人材不足のお話が挙げられているということで、どこも同じなのだというのが私の感想です。

グループホームの数について、今回の計画で確保策については、令和5年度まで目標の数がでておりますので、これができるだけ実現されるよう希望しています。

委員長

障がい者施策推進専門分科会にF委員も副会長で御出席されていると思いますが、F委員、一言お願いします。

F委員

人材確保というのが1番問題になってくるかと思います。やはり人材確保するにしても、その方が既に御高齢の方ということが多くなってきていたり、そのあたりがこの先の高齢化社会の難しい問題かなと痛感しております。

委員長

それでは、障がい者施策推進専門分科会関係の質問、御意見等はございますか。

G委員

私、点字をやっております、視覚障がい者の方に情報を提供させていただいております。これに不可欠なのが点字プリンターです。かなり高額なものなのですが、吹田市では、きちんと総合福祉会館に設置していただいております。この間故障したのですが、代替機を17日に設置していただけることになりました。この手厚い支援には、心よりお礼を申し上げます。ありがとうございます。コロナ禍における情報提供も速やかにさせていただいておりますのも、吹田市のおかげだと思っております。

C委員

先ほどの第3章の第6期吹田市障がい福祉計画の策定のお話で、国の基本方針や大阪府の考え方を踏まえてという話がありましたが、ある程度具体的な数字として目標が示されているのでしょうか。もしくは、例えば文言だけで、こういうことをやりなさいということだけなのでしょうか。もし数値的な目標が示されているのであれば、今の吹田市がどれくらいのレベルであるのかとか、全国の行政の中や、中核市の中でも非常に優れているということはあるのでしょうか。

事務局

国からは、ある一定の数字は示されております。例えば、施設入所者のうち2%を3年間で地域移行しなさいとか、そのあたりの具体的な数字が挙がっておりますので、その数字に合わせた形で目標を設定しております。施設入所からの地域移行というのは、私たちも必要なことだと思っておりますが、福祉サービスの整備があつて、やっと地域へ出て来ていただけたというところですので、現状としては、目標は達成できていないような状況でございます。

事務局

あと、中核市における吹田市の状況というところで、現状、我々のほうで同等規模の中核市に調査をしており、果たして吹田市のレベルはどういう地点にいるのかを今確認している状況です。

他市にないような独自の制度が、市の中ではあるのはあるのですが、このサービスを提

供するにおいて、どれぐらいの人数の障がい者の方がいらっしゃって、どれぐらいの量のサービスが提供できるのかということが、現状としてまだ把握できていないところがありましたので、それを調査させていただいて、現状を確認するということになっております。

委員長

その現状確認というのは、今後報告されたりするのでしょうか。

事務局

同等規模の市町村のデータができますので、その中で、吹田市はこういう数ということ、障がい者施策推進専門分科会等でお示しすることもあるかと思えます。

委員長

では、障がい者施策推進専門分科会で御報告していただいて、また議論を深めていただきたいと思えます。

D委員

資料6の11ページのところに、障がい福祉人材確保の項目がありまして、(イ)(ウ)が重点取組とはっきり打ち出しているところが、すごくいいと私は思いました。

人材確保というのは、厳しい問題です。それに今回の障がい者の方針に大きなプラス改定がなかったです。そういう中で、処遇条件の改善をしながら人の確保をしていくということはなかなか厳しいです。また、国もコロナの影響で人材が福祉に流れてくるのではないかというやや楽観的な見方をしているようで、処遇改善をしなくても人が流れてくるという見通しも無きにしもあらずですが、そうは言ってもなかなか厳しいです。その中で、こういう重点取組として、現場の人達が力をつけていけるように質を高め、専門性を高めるような内容を取組として挙げられていて、すごくいいと私は思いました。

もう少しどういうことを重点として思っておられるのか、どんな議論があったのか紹介していただけると嬉しいです。

事務局

今、取り組んでいるところだと、まず質の向上として、障がい特性に特化した資格を多くの方に取っていただくことで、事業者の方に補助をする形で専門性を高めていただいているのが1点と、もう1点は日常生活の通いの場である生活介護、高齢者でいうとデイサービスのようなサービスが、障がい者事業所の中にあるのですが、そういった事業所は出来高収入になります。人が来た時にしか報酬が出ないということで、その収入の中で人員を増やすというのはなかなか難しいです。特に精神障がいの方になりますと、なかなか通うのが難しいという現状がございます。そういった場合に、やはり通われないと、どうしても収入が下がってしまいます。多くの職員を入れられないという現状がございますので、一定、市の基準というのは改めて作らせていただいて、国と市の基準との間の人員を

増員された場合に、補助させていただき、働いている人の負担が軽減していく、これは続くような形をとらせていただいているというのが現状です。

その中でもまだまだ職員が足りないというお声を多くいただいております。我々だけで十分にできるものではないですが、事業所の方々の声も聞きながら、職員が増えるような施策をうまくできるように、今後も重点項目として掲げていくというかたちになっております。

委員長

ほかに何か委員の先生から御質問・御意見ありませんでしょうか。

H委員

この中で申し上げるのは不適切かもしれないのですが、コロナの影響によって介護者が増えつつある家があるのではないかと正直懸念しています。テレワークにより自宅で作業をされるようになり、今まで介護を担ってこられなかった方が、色々な形で介護を担うことは良い面と悪い面があります。あと、子供さんが緊急事態宣言で学校に行けなかった時期に介護を担い、そのまま引き続き担っているような家があるのではないかと等、いろいろなことが考えられるので、そういった調査ができればいいと思っていました。

委員長

今、御意見いただいたのは、コロナ禍において、介護を必要とする高齢者の方々の御家族含めての生活だと思っておりますが、あと障がいのある方々の生活もそうですが、何か市ではそういった調査等しておられますか。

事務局

地域福祉計画推進専門分科会策定部会でも先日お話がありまして、ヤングケアラーの方々が実際吹田市にどれぐらいいらっしゃるのかという御意見も出ました。

それにつきましては、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定の実態調査の項目の中で、年齢まで記載はなかったと思うのですが、要介護者の配偶者やお孫さん、御兄弟の何パーセントぐらいの方が担っておられるのかということは、吹田市内を6ブロックに分けたアンケートが確か1項目あったと思います。年齢までは分かりませんが、そういったアンケート結果が出ておりました。確か、I委員の大学の方でも、学生でお休みは取られないけれども、朝のデイサービスに送ってから遅刻して来る学生がいらっしゃるというようなお話をいただきました。この件については、具体的に吹田市で調査はしていませんが、コロナ禍での実際の吹田市での事業の進め方や、実際にどういうことが起こっているのかということについては、地域福祉計画推進専門分科会でもお話をいただいております。事務局で、コロナ禍の中どんな問題・課題があるのかということについて、庁内に照会をしているところです。

照会の結果が取りまとまりましたら、まずは地域福祉計画推進専門分科会で御報告をし

て、その状況を踏まえて御議論いただくという予定にしております。

委員長

やはり貴重なデータとして、経験を書いて残していく必要があると思います。私は吹田市地域包括支援センター運営協議会の委員もさせていただいているのですが、そちらの書面開催の書類の中にも、地域包括支援センターで把握している様々なケースが出されていて、認知症の方を在宅で対応したケースとか出ていましたので、やはりそういったコロナ禍での対応や市民の皆さんの困りごと等を記録にとっておいて、また、解決にもつなげていただきたいなと思わせていただきました。

貴重な御意見ありがとうございました。

それでは以上を持ちまして、審議会を閉会いたします。皆様におかれましては、議事進行に御協力いただき本当にありがとうございました。また引き続き、どうぞ各専門分科会での御議論よろしく願いいたします。

以上をもちまして終わりにいたします。